

令和7年度<いじめ問題発生時対応フロー図>かかみかはら支援学校

I 発見

教職員【担任・教科担任・部活動顧問・養護教諭等】

- ・いじめの現場を発見
- ・本人からの訴え(相談、アンケート、連絡帳等)
- ・保護者からの訴え
- ・上記以外からの情報提供

III 聞き取り (事実確認)

【複数の教育で対応】

- ・担任、学年主任又は生徒指導主事へ連絡後、関係者(訴えた・周囲に居た・訴えられた児童生徒)から丁寧に事実確認を行う。
- ・できる限り、多くの情報を得る。
- ・内容(5W1H)を明確に定め、聞き取りを行う。

II 管理職へ報告・共有

報告(口頭・記録)

【担任・学年主任】

報告(口頭・記録)

【生徒指導主事】

報告(口頭・記録)

【校長・教頭・部主事(管理職)】

報告

IV 報告・相談

市教育委員会(学校教育課)
岐阜県教育委員会(学校安全課)

相談・支援

警察・子相

保護者

適宜連絡

招集

V 対応組織

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

指導・対応者編成
事案の状況により、対応者の決定

いじめ解消に向けた指導

【いじめ対策委員会】

学校いじめ対応組織「法22条」

校長・教頭・部主事(管理職)

生徒指導主事・教務主任・人権教育担当
学年主任・担任 等

必要に応じて(第三者の派遣)
スペシャリストサポート事業を活用

助言

重大事態の報告

VI 重大事態の対応

【重大事案対策委員会】

校長・教頭・部主事・教務主任
生徒指導主事・人権教育担当者
学年主任・担任
(第三者の派遣)

スペシャリストサポート事業を活用

- ・議事録の作成(情報公開対象)
- ・職員会で情報共有

- 【外部委員】
- ・スクールロイヤー
 - ・臨床心理士 等